



県 章

三重県公報

平成19年12月28日(金)

第 1945 号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則.....	(住 宅 室) 2
三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則.....	(同) 3

人事委・教育委規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	(人 事 委 員 会) 6
	(教 育 委 員 会) 6

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則.....	(同) 6
平成18年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則.....	(同) 9

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程.....	(病 院 事 業 庁) 9
---	-----------------

告 示

平成19年度自衛官の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項.....	(市 町 行 財 政 室) 9
生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....	(生 活 保 障 室) 10
生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出.....	(同) 10
生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定.....	(同) 11
生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出.....	(同) 12
生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出.....	(同) 12
生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定.....	(同) 12
障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業廃止の届出...	(障 害 福 祉 室) 12
保安林の指定をする予定である旨の通知.....	(森 林 振 興 室) 12
同件.....	(同) 14
同件.....	(同) 14
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出.....	(観 光 ・ 交 流 室) 15
大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要.....	(同) 16
道路の区域変更及びその関係図面の縦覧.....	(維 持 管 理 室) 16
道路の供用開始及びその関係図面の縦覧.....	(同) 17

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨.....	(N P O 室) 18
土地改良区役員の退任の届出.....	(農 地 調 整 室) 18
土地改良区の解散認可.....	(同) 18
土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧.....	(同) 18
土地改良事業の工事の完了.....	(同) 19
都市計画の図書の写しの縦覧.....	(都 市 政 策 室) 19
開発行為に関する工事の完了.....	(建 築 開 発 室) 19
同件.....	(同) 20

規 則

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年十二月二十八日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第七十三号

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成八年三重県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十三条第二項」を「第十三条第三項」に改める。

第十四条第二項中「第十七条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第二十二條の次に次の七條を加える。

(委員長)

第二十三條 条例第三十三條の二第一項に規定する選定委員会(以下「選定委員会」といふ)に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第二十四條 選定委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第二十五條 選定委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属せしめる委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を行う。

(委員の責務)

第二十六條 委員は、条例第三十二條第一項の規定により指定管理者の指定を申請したもの(次項及び次条において「申請団体」といふ)に対し、指定管理者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行ってはならない。

2 委員は、次に掲げる場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

1 委員が申請団体と利害関係を有するものと認められる場合

1 申請団体から委員に対し、指定管理者の選定に関する働きかけがあった場合

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(委員の除斥)

第二十七條 委員は、申請団体と利害関係を有するものと認められる場合は、その職務の執行から除斥される。

(庶務)

第二十八條 選定委員会の庶務は、県土整備部において処理する。

(委任)

第二十九條 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮りて定める。

第一号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 様」に

「なお、この申込書に虚偽の記載があったときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。」を

「 この申込書に虚偽の記載のあったとき又は入居申込者若しくは同居させようとする者が暴力団員であるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

また、県が入居資格審査を行うに当たり、入居申込者又は同居させようとする者が暴力団員であるかどうかを確認することに同意します。

生年月日(年齢)	職業	年間総収入額
年月日()		
年月日()		
年月日()		
年月日()		
年月日()		
年月日()		
年月日()		
年月日()		

フリガナ	性別	生年月日(年齢)	職業
		年月日()	
		年月日()	
		年月日()	
		年月日()	
		年月日()	
		年月日()	
		年月日()	
		年月日()	

様|叩癸招母「三重県知事 様」や「三重県知事 へて」|」

「 2 連帯保証人は、名義人と連帯し家賃、損害賠償金その他の債務について責任を負います。以上、誓約いたします。

「 2 私又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡します。

3 連帯保証人は、名義人と連帯し家賃、損害賠償金その他の債務について責任を負います。

様|叩癸招母「三重県知事 様」や「三重県知事 へて」|」

様|叩癸招母「三重県知事 様」や「三重県知事 へて」|」

「 下記の者を同居させたいので申請します。

「 下記の者を同居させたいので申請します。

この申請書の記載内容が事実と相違するとき又は同居させようとする者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡します。

様|叩癸招母「三重県知事 様」や「三重県知事 へて」|」

様|叩癸招母「三重県知事 様」や「三重県知事 へて」|」

「 下記理由により、入居の承継をしたいので申請します。

「 下記理由により、入居の承継をしたいので申請します。

この申請書の記載内容が事実と相違するとき又は私が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡します。

様|叩癸招母から様|叩癸招母へ叩癸招母「三重県知事 様」を「三重県知事 へて」に改める。

註 記

1 この規則を平成10年1月1日から施行する。

2 改正前の三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年十二月二十八日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第七十四号

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

三重県営住宅条例施行規則（平成九年三重県規則第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改める。

第二十六条第三項を次のように改める。

- 3 管理人は、条例第二条第五号に規定する県営住宅監理員の補助者として、修繕すべき箇所の報告、入居者との連絡調整等を行うものとする。

第二十八条を次のように改める。

（委員長）

第二十八条 条例第五十四条の二第一項に規定する選定委員会（以下「選定委員会」といふ。）に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

第二十九条を第三十五条とし、第二十八条の次に次の六条を加える。

（会議）

第二十九条 選定委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第三十条 選定委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を行う。

（委員の責務）

第三十一条 委員は、条例第五十三条第一項の規定により指定管理者の指定を申請したもの（次項及び次条において「申請団体」といふ。）に対し、指定管理者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行ってはならない。

2 委員は、次に掲げる場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

一 委員が申請団体と利害関係を有するものと認められる場合

二 申請団体から委員に対し、指定管理者の選定に関する働きかけがあつた場合

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（委員の除斥）

第三十二条 委員は、申請団体と利害関係を有するものと認められる場合は、その職務の執行から除斥される。

（庶務）

第三十三条 選定委員会の庶務は、県土整備部において処理する。

（選定委員会への委任）

第三十四条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮りて定める。

別表中「

一五	堀端団地	津市	中層耐火	昭和三五	一四
----	------	----	------	------	----

」を

「

一五	(削除)				
----	------	--	--	--	--

」に改める。

「 なお、この申込書に虚偽の記載があったときは、申込みを無効とされても異議を
 申し立てません。」

「 この申込書に虚偽の記載があったとき又は入居申込者若しくは同居させようとする
 者が暴力団員であるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。
 また、県が入居資格審査を行うに当たり、入居申込者又は同居させようとする者が
 暴力団員であるかどうかを確認することに同意します。」

生 年 月 日 (年 齢)	職 業	年 間 総 収 入 額
年 月 日 ()		
年 月 日 ()		
年 月 日 ()		
年 月 日 ()		
年 月 日 ()		
年 月 日 ()		
年 月 日 ()		
年 月 日 ()		

フリガナ	性 別	生 年 月 日 (年 齢)	職 業
		年 月 日 ()	
		年 月 日 ()	
		年 月 日 ()	
		年 月 日 ()	
		年 月 日 ()	
		年 月 日 ()	
		年 月 日 ()	

「 年 月 日第 号で入居決定のあった県営住宅の使用については、公営住宅
 法、三重県営住宅条例及び三重県営住宅条例施行規則を堅く守ります。」

「 年 月 日第 号で入居決定のあった県営住宅の使用については、公営住宅
 法、三重県営住宅条例及び三重県営住宅条例施行規則を堅く守ります。
 私又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに県営住宅を明け
 渡します。」

「 下記の者を同居させたいので申請します。」

「 下記の者を同居させたいので申請します。
 この申請書の記載内容が事実と相違するとき又は同居させようとする者が暴力団
 員であることが判明したときは、速やかに県営住宅を明け渡します。」

申 請 の 理 由	現 世 帯 人 員
	人
管理人 の意見	管理人氏名

申 請 の 理 由	現 世 帯 人 員
	人

異動年月日	年 月 日
管理人 の意見	管理人氏名

異動年月日	年 月 日
-------	-------

紙十叩癸拾伍 「 下記の理由により、入居の承継をしたいので申請します。 」 せ
「 下記の理由により、入居の承継をしたいので申請します。

この申請書の記載内容が事実と相違するとき又は私が暴力団員であることが判明 じ
したときは、速やかに県営住宅を明け渡します。 」

計 名				円
管理人 の意見	管理人氏名			

計 名				円
-----	--	--	--	---

紙十叩癸拾伍	氏 名		入居者との続柄	
	管理人 の意見	管理人氏名		

氏 名		入居者との続柄	
-----	--	---------	--

紙十叩癸拾伍	一部併用して使用 したい期間	1 年 月 日から 年 月 日まで 2 年 月 日から 明渡し時まで
	管理人 の意見	管理人氏名

一部併用して使用 したい期間	1 年 月 日から 年 月 日まで 2 年 月 日から 明渡し時まで
-------------------	---------------------------------------

紙十叩癸拾伍	(2) 住宅の明渡しの際は、退去前に自費で原状回復又は撤去を行います。	
	管理人 の意見	管理人氏名

「(2) 住宅の明渡しの際は、退去前に自費で原状回復又は撤去を行います。 」 じ

紙十叩癸拾伍	家賃等の 納入状況	家賃等滞納(有・無) 未納家賃支払方法
	管理人の意見	管理人氏名

家賃等の 納入状況	家賃等滞納(有・無) 未納家賃支払方法
--------------	------------------------

社」を「指定管理者」に定める。

設 則

- 1 この設則は、平成二十一年一月一日から施行する。
- 2 改訂前の三重県営住宅条例施行規則に規定する様式により作成した用紙は、別分の間、必要な調整をして使用することができる。

人事委・教育委規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会が、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十三年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給与および手当の支給に関する規則の一部を改訂する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十六号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則}第四号）の一部を次の

ように改正する。

第一条の三第二項中「第七十五条」を「第八十一条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年十二月二十八日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十七号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則}第二十一号）

の一部を次のように改正する。

別表第七の高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表中

30	を	29	に
31		30	
32		30	
33		31	
33		31	
34		32	
34		32	
35		33	
35		34	
36		35	
42	を	41	に改める。
43		42	
44		42	
45		43	
45		43	
46		44	
46		44	
47		45	
47		45	
48		46	
48		46	
49		47	
49		47	

49	48
50	48
50	49
50	49
51	50
51	50
51	51
52	51

別表第七の学校採賃職員給料表昇格時号給対応表中

42	41
42	42
43	42
43	42
44	43
44	43
45	43
45	44
45	44
46	44
46	45
46	45
47	46
47	46

を

に改める。

別表第七の行政職給料表昇格時号給対応表中

34	33
34	34
35	34
35	34
36	35
36	35
37	35
37	36
38	36
38	36
39	37
39	37
40	38
40	38
41	39
41	39
42	40
42	40
43	41

を

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第七の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年十二月二十八日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則 第十八号
三重県教育委員会規則

平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則（平成十八年 三重県人事委
員会規則 第八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第八号中「第六号又は」を「第八号又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成十九年十二月二十八日

三重県病院事業庁長 田 中 正 道

三重県病院事業庁管理規程第十五号

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

別表第七の一の表第七号の項中「6まで」を「7まで」に改め、同項を同表第八号の項とし、同表中第六号の項を第七号の項とし、第五号の項の次に次のように加える。

6	精神保健指定医（院長を除く。）	月額	三十一、二五〇円
---	-----------------	----	----------

別表第七の一の表中第四号の項を第五号の項とし、第三号の項の次に次のように加える。

4	精神保健指定医（院長を除く。）	月額	三十一、二五〇円
---	-----------------	----	----------

附 則

この管理規程は、平成二十年一月一日から施行する。

告 示

三重県告示第880号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項の規定（同令第118条においてその例によることとされる場合を含む。）により、平成19年度自衛官（2等陸士、2等海士及び2等空士）の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

平成19年12月28日

三重県知事 野 田 昭 彦

1 募集期間

- (1) 平成20年3、4月採用
第5回 平成20年1月18日まで
- 2 採用試験の試験期日
 - (1) 平成20年3、4月採用
第5回 平成20年1月19日
- 3 試験場の位置及び名称
津市久居新町975 陸上自衛隊久居駐屯地
- 4 その他必要な事項
 - (1) 応募資格
 - ア 平成20年4月1日現在、18歳以上27歳未満である男子
 - イ 日本国籍を有する者
 - ウ 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条第1項に規定する欠格条項に該当しない者
 - (2) 受付場所等
 - ア 自衛隊三重地方協力本部(本部)
津市桜橋1丁目91(電話 059-228-4722)
HP:<http://www.mod.go.jp/pco/mie/> E-mail:recruit1-mie@pco.mod.go.jp
 - イ 自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所
四日市市鶉の森1丁目14-11 阿部ビル2階(電話 059-351-1723)
 - ウ 自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所
津市本町29-24 オキナマンション1階(電話 059-224-4324)
 - エ 自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所
伊勢市神久2丁目1-58 角屋ビル2階(電話 0596-23-3880)
 - オ 自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所
伊賀市緑ヶ丘東町1023-1(電話 0595-21-6720)
 - カ 自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所
熊野市井戸町802-13(電話 0597-85-2214)

三重県告示第881号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成19年12月28日

三重県知事 野呂 昭彦

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
うの森クリニック	四日市市鶉の森一丁目3番2号 第2ヤマジビル2F	平成19年11月1日
みえスマイル眼科	鈴鹿市柳町字森1664-1	平成19年12月5日
とら整形クリニック	亀山市江ヶ室二丁目4-21	平成19年12月1日
もみの木整形外科	津市芸濃町棕本5069番地6	平成19年12月1日
嶋地医院	伊賀市沖50番地	平成19年11月1日
増井歯科	津市長岡町800-501	平成19年9月1日
ファーマライズ薬局日永店	四日市市日永西三丁目7番22号	平成19年11月1日
らいおん調剤薬局	四日市市松本三丁目10-28 大栄ビル102	平成19年11月1日
スマイル調剤薬局 三重大学病院前	津市江戸橋1-152-2	平成19年11月1日
さくら薬局 伊勢度会店	度会郡度会町大野木字新田2812	平成19年12月1日

三重県告示第882号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成19年12月28日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
もみの木整形外科	亀山市江ヶ室二丁目4-21	平成19年10月27日
嶋地医院	伊賀市沖50	平成19年10月31日
田口歯科医院	伊勢市曾祢一丁目11-21	平成19年11月25日
ファーマライズ薬局日永店	四日市市日永西三丁目17番19号	平成19年10月31日
らいおん調剤薬局	四日市市松本三丁目10-26	平成19年10月31日
スマイル調剤薬局 三重大学病院前	津市江戸橋1-152-1	平成19年11月4日

三重県告示第883号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成19年12月28日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
愛ケアヘルパーステーション	津市南中央24番12号若葉ハイツ2号	平成19年12月1日	訪問介護
訪問介護 あさひ	伊勢市小俣町宮前741番地	平成19年10月1日	訪問介護
指定訪問看護事業所ぶどうの家	四日市市あかつき台2丁目1-14	平成19年12月1日	訪問看護
亀山回生病院	亀山市東御幸町232番地	平成19年10月1日	訪問リハビリテーション
訪問リハビリテーションきなん苑	南牟婁郡御浜町阿田和177	平成19年11月1日	訪問リハビリテーション
指定通所介護事業所ハート	亀山市みどり町6番地の9	平成19年12月1日	通所介護
デイサービスセンターぬくもり	津市河芸町西千里1356-12	平成19年11月1日	通所介護
デイサービスあさひ	伊勢市小俣町宮前757番地	平成19年10月1日	通所介護
グループホーム なのはな	津市柳山津興3306番地	平成19年11月1日	認知症対応型共同生活介護
特定施設 わかば	志摩市志摩町布施田1675-1	平成19年12月1日	地域密着型特定施設入居者生活介護
有限会社 ライフサービス翔	四日市市笹川3丁目7-1	平成19年8月1日	介護予防訪問介護
訪問介護 あさひ	伊勢市小俣町宮前741番地	平成19年10月1日	介護予防訪問介護
指定介護予防訪問看護事業所ぶどうの家	四日市市あかつき台2丁目1-14	平成19年12月1日	介護予防訪問看護
亀山回生病院	亀山市東御幸町232番地	平成19年11月1日	介護予防訪問リハビリテーション
訪問リハビリテーションきなん苑	南牟婁郡御浜町阿田和177	平成19年11月1日	介護予防訪問リハビリテーション
指定通所介護事業所ハート	亀山市みどり町6番地の9	平成19年12月1日	介護予防通所介護
デイサービスセンターぬくもり	津市河芸町西千里1356-12	平成19年11月1日	介護予防通所介護
デイサービスあさひ	伊勢市小俣町宮前757番地	平成19年10月1日	介護予防通所介護
有限会社 ケアフィット	度会郡玉城町井倉115番地2	平成19年9月1日	介護予防福祉用具貸与
グループホーム なのはな	津市柳山津興3306番地	平成19年11月1日	介護予防認知症対応型共同生活介護
有限会社 ケアフィット	度会郡玉城町井倉115番地2	平成19年9月1日	特定福祉用具販売
有限会社 ケアフィット	度会郡玉城町井倉115番地2	平成19年9月1日	特定介護予防福祉用具販売

三重県告示第884号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成19年12月28日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更後の名称等	変更年月日
有限会社 ライフサービス翔	四日市市新浜町19-5	訪問介護	四日市市笹川3丁目7-1	平成19年9月11日
訪問介護 緑の里	津市久居烏木町379番地1	訪問介護	津市戸木町4113番地の12	平成18年12月16日
訪問介護 緑の里	津市久居烏木町379-1 DUKE 202	介護予防訪問介護	津市戸木町4113番地の12	平成18年12月16日

三重県告示第885号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成19年12月28日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
だんらん訪問看護ステーション	志摩市阿児町鶴方3496番地1	訪問看護	平成19年12月1日
だんらん訪問看護ステーション	志摩市阿児町鶴方3496番地1	介護予防訪問看護	平成19年12月1日

三重県告示第886号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成19年12月28日

三重県知事 野 呂 昭 彦

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
松下 敦	松下治療院	津市藤方2565	平成19年12月4日

三重県告示第887号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

平成19年12月28日

三重県知事 野 呂 昭 彦

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害者福祉サービスの種類	指定年月日
2410200543	有限会社中京家政婦紹介所	名古屋市中区松原二丁目11番22号	赤堀ケアサービス	四日市市石塚町5番5号	居宅介護	平成19年11月28日

三重県告示第888号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

平成19年12月28日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第1 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市飛鳥町小又字植地537、537の1、537の3、538

- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市飛鳥町野口字柿木峪508、512、512の1、514、515の3、飛鳥町佐渡字尾塔688、689、690、691、691の1、字岡地709、711の1

- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 3 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市飛鳥町佐渡字小ヒツ峪781、783、784、784の1、784の2、788

- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 4 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市飛鳥町大又字甫富1252の2、1253、1254の1、1254の2、1254の3、飛鳥町小阪字畑田1392、1393、1394

- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県環境森林部森林振興室及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供

します。)

三重県告示第889号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

平成19年12月28日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 第1 1 保安林予定森林の所在場所
多気郡大台町檜原字池ノ谷310、311、311の1、311の2、312、319の1、321の5、321の8、323の3
- 2 保安林指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字池ノ谷312、310・311の2・319の1・321の8（以上4筆については次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県環境森林部 森林振興室及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第890号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

平成19年12月28日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 第1 1 保安林予定森林の所在場所
北牟婁郡紀北町海山区河内字大河内山（大河内山国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 第2 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市飛鳥町（石ヶ谷国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第3 1 保安林予定森林の所在場所

伊賀市(見遠山国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第4 1 保安林予定森林の所在場所

伊賀市島ヶ原字松林坊(松林坊国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県環境森林部森林振興室並びに関係市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第891号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県農水商工部観光局観光・交流室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成19年12月28日

三重県知事 野呂昭彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ伊賀上野店

伊賀市服部町尾崎1788番地外33筆

2 変更する事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき施設 1
変更前	午前6時から午後9時まで
変更後	午前6時から午後9時50分まで

- 3 変更する年月日
平成20年2月21日
- 4 変更する理由
一括納品方法の変更のため
- 5 届出の日
平成19年12月18日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県農水商工部観光局観光・交流室
伊賀農林商工環境事務所
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成19年12月28日から平成20年4月28日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第892号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により志摩市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成19年12月28日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
阿児ショッピングセンター
志摩市阿児町鷺方3215外24筆
- 2 志摩市から聴取した意見
なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県農水商工部観光局観光・交流室
伊勢農林水産商工環境事務所
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成19年12月28日から平成20年1月28日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第893号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成19年12月28日

三重県知事 野呂昭彦

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 楠河原田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市楠町大字北一色字江通307番1地先から	旧	15.00～30.00	78.00
四日市市楠町大字北一色字江通303番3地先まで	新	17.00～40.80	78.00

第2

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 松阪青山線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市白山町城立字井デノラク64番4から	旧	3.00～21.00	100.30
津市白山町城立字井デノラク43番4まで	新	13.50～31.50	100.30

第3

1 道路の種類 県道

2 路線名 檜山路南張線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
志摩市浜島町南張字奥廣230番3地内	旧新	2.00～3.00	27.00
	新	2.00～8.20	29.00

第4

1 道路の種類 県道

2 路線名 檜山路南張線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
志摩市浜島町南張字奥廣223番1から	旧新	2.50～3.80	68.00
志摩市浜島町南張字奥廣217番1まで	新	3.00～6.80	70.00

第5

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 309号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
熊野市飛鳥町神山字滑地1024番1地内	旧	7.40～7.40	13.90
	新	7.40～11.00	13.90

三重県告示第894号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成19年12月28日

三重県知事 野 呂 昭 彦

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 檜山路南張線	志摩市浜島町南張字奥廣230番3地内	平成19年12月28日
県道 檜山路南張線	志摩市浜島町南張字奥廣223番1から 志摩市浜島町南張字奥廣217番1まで	平成19年12月28日
一般国道 309号	熊野市飛鳥町神山字滑地1024番1地内	平成19年12月28日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年12月28日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成19年12月19日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人夢工房

(2) 代表者の氏名

松本 織恵

(3) 主たる事務所の所在地

桑名市新築町67番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、身体に障害がある人は勿論、様々な障害を持つ人達に対して、自立のための事業を行い、より豊かな生活を営むことができるように、併せて地域の子供達が高齢者の方々とのふれあいを通じて、優しさといわりの心の育つ豊かな地域生活をおくることができ、皆が支えあって暮らせる街づくりに寄与することを目的とします。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

平成19年12月28日

三重県知事 野 呂 昭 彦

榎田川被川沿岸土地改良区（松阪市豊原町1354番地1）

退任理事

多気郡明和町大字根倉475番地1

須 賀 三 次

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、上深谷土地改良区（桑名市大字上深谷部170番地）の解散を平成19年12月18日認可しました。

平成19年12月28日

三重県知事 野 呂 昭 彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、御浜町営土地改良事業（農村振興総合整備統合補助事業 御浜地区（ほ場整備））の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成19年12月28日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

2 縦覧の期間

平成20年1月4日から平成20年2月1日まで

3 縦覧の場所

御浜町役場産業建設課（南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

平成19年12月28日

三重県知事 野 呂 昭 彦

事業名	地区名	工事完了年月日
県営農村総合整備事業（広域圏域型）	畿央伊賀地区（農道4）	平成19年3月30日
県営農村総合整備事業（広域圏域型）	畿央伊賀地区（農道5）	平成19年3月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成19年12月28日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画道路

7・6・1 倭姫蛙石線

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策室

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成19年12月28日

三重県知事 野 呂 昭 彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成19年 12月4日	員弁郡東員町大字長深字道進2335 - 1	四日市市桜町8803 岩田俊浩
平成19年 12月6日	松阪市上川町字緘255 - 1	松阪市大黒田町550 - 3 佐竹尚見
平成19年 12月10日	伊勢市小木町字里中211 - 1	伊勢市小木町64 - 1 有限会社キタガワ企画 代表取締役 北川幸弘
平成19年 12月10日	亀山市天神2丁目3136ほか13筆	鈴鹿市阿古曾町8 - 18 ハウスセンターオカベ株式会社 代表取締役 岡部 勇
平成19年 12月11日	伊賀市西明寺字東野2782 - 22 " 下友生字池ノ谷2967 4ほか2筆	伊賀市四十九町1294 伊賀北部農業協同組合 代表理事組合長 北出富三
平成19年 12月11日	松阪市下村町字北浦929ほか13筆	松阪市末広町1丁目246 4 稲葉不動産 稲葉 米
平成19年 12月11日	松阪市立野町字榎本480 - 1の一部ほか1筆	愛知県名古屋市中川区打中2丁目213 中西 修
平成19年 12月11日	三重郡菟野町大字千草字茶屋前2795 2ほか2筆	三重郡菟野町大字千草2795 - 3 金津康介
平成19年 12月13日	松阪市川井町字股毛487 - 1	松阪市殿町1340 - 1 松阪市土地開発公社 理事長 奥田 修
平成19年 12月14日	三重郡菟野町大字菟野字茶屋の上9794 - 1	三重郡菟野町大字菟野5770 小林秀男

平成19年 12月14日	三重郡菟野町大字潤田字大工垣内815 6ほか3筆	愛知県名古屋市千種区東山通5丁目30 2 アートプラン株式会社 代表取締役 松本 修
-----------------	--------------------------	--

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成19年12月28日

三重県知事 野呂 昭彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成19年 12月13日	亀山市関町越川字方時110ほか11筆 " " 久我字土山田395ほか39筆	大阪府大阪市北区豊崎3丁目9-7 ツルガスバンクリート株式会社 代表取締役社長 柏崎 伸夫

毎週火、金曜日発行
購読料（送料並びに消費税及び地方税含む。）
1 箇月 3,000円
1 箇年 36,000円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成19年12月28日発行
津市広明町13番地
三重県
印刷・販売 株式会社伊勢出版
〒514-0815 津市藤方亀の越977
TEL 059-225-8212(代) FAX 059-225-9431